

<遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ>

1 概要

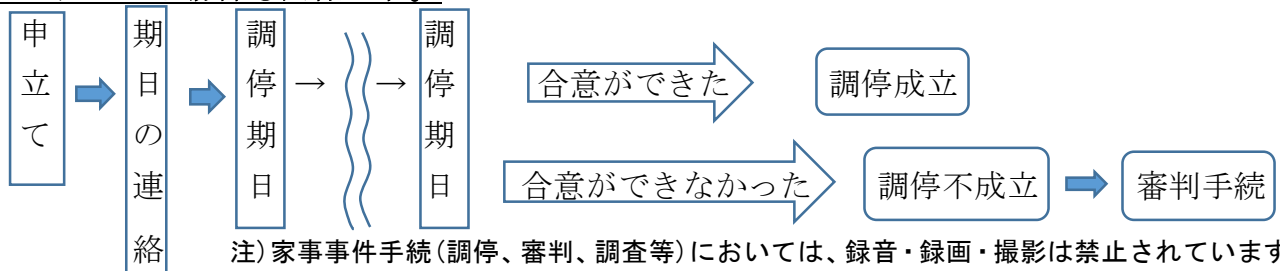
亡くなった方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停（審判）を申し立てることができます。ただし、調停手続によって、合意による解決を目指していただくことを優先してお願いしています。申立ては、申立人が複数でも構いませんが、申立人以外の相続人全員を相手方とする必要があります。

調停手続では、調停委員会が中立の立場で事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などの希望を聴き、解決のために必要な調整を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日の昼間に行われ、1回の時間はおおむね1時間45分程度です。調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。申立人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めていきます。

なお、すべての遺産の処分が決まっている遺言書がある場合には、手続が進行できない場合があります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、当事者全員に同時に調停室に入っているだけで、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。



話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続から始めることがあります。

2 申立先

調停の場合は相手方の住所地、審判の場合は相続開始地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所、または相手方と合意した家庭裁判所（※管轄合意書の提出が必要）です。

相手方の住所地、相続開始地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

東京都23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	➡	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	➡	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	➡	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	➡	東京家庭裁判所立川支部

※ 東京都内以外については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙：被相続人1人につき1200円分
- 郵便切手：2800円分（110円×20枚、50円×10枚、10円×10枚）※相手方5人まで。相手方が10名までは上記組合せを2組、15名までは3組、20名までは4組と、以降同じ要領で人数に応じて1組ずつ追加してください。

4 申立て時の提出書類

- (1) 申立書（当事者目録及び遺産目録を含む）裁判所用 1 通＋相手方全員の人数分（写し）
→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方全員分用、申立人用の控えを作成してください。
※被相続人が複数の場合は、被相続人ごとに申立書を作成してください。
- (2) 事情説明書（申立人、被相続人ごとに 1 通）※審判の場合は、原本 1 通と相手方全員の人数分（写し）
- (3) 送達場所等届出書（申立人、被相続人ごとに 1 通）
- (4) 進行に関する照会回答書（申立人、被相続人ごとに 1 通）
- (5) 戸籍（相続人の範囲によって提出する範囲が異なります。なお、法定相続情報一覧図の写しの提出によって代えることもできますが、その場合も必要に応じて、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。※「法定相続情報証明制度」を利用される方へ」をご覧ください。）

【共通】

被相続人の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本*1

相続人全員の現在戸籍謄本*2

【相続人の中に被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合】

被相続人の父母の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本*1

父方及び母方の両方の祖父母の死亡事項が記載されている戸籍謄本*1

【相続人の中に被相続人の子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合】

→代襲者とは、被相続人の直接の相続人（子や兄弟姉妹。被代襲者という。）が、被相続人よりも先に死亡している場合に、その直接の相続人（被代襲者）の卑属（子など）のことです。

被代襲者の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本*1

《注意》 同じ戸籍を重複して提出する必要はありません。

- (6) 住民票又は戸籍附票（申立人相手方全員分*2 及び被相続人分（被相続人分は、除票となる場合もあります。））
- (7) (遺産に不動産がある場合)
 - ・ 不動産登記事項証明書*2
 - ・ 固定資産評価証明書（最新年度のもの）
- (2)～(7)の書類は、原本を裁判所分のみ提出すれば足ります。
- (8) (作成されている場合)
 - ・ 遺言書の写し
 - ・ 遺産分割協議書の写し
 - ・ 相続分譲渡証書、印鑑登録証明書、相続放棄受理証明書の写し
- (9) 遺産に関する資料
 - ・ 預貯金の通帳、証書、残高証明書、取引履歴の写し
 - ・ 有価証券や投資信託に関する取引口座の残高報告書の写し
 - ・ その他遺産の内容や評価額が分かる資料の写し

(8) 及び (9) の書類は、甲号証として資料説明書とセットにして裁判所分＋相手方全員分写しが必要です。

*1 → 戸籍謄本には、除籍謄本や改製原戸籍を含みます。 *2 → 発行から 3 ケ月以内のもの。

※ 個人番号（マイナンバー）の記載されている書面の提出はできませんので、ご注意ください。

※ このほかにも、事案に応じて、書類等をご提出いただくことがあります。

※ 相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「申立書や答弁書の「住所」の記載について」をお読みください。

※ 資料提出の留意事項については、別紙「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通及び他の当事者用のコピー（他の当事者が複数の場合には全員分）を提出するとともに、調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。

★ 申立てに関し、ご不明な点がある場合には、家事第 5 部受付係（03-3502-5378）にお尋ねください。ただし、法律相談等の判断を要する質問は専門家や市区町村の無料法律相談等にお尋ねください。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。**

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書(書式No.5)を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

- ① 秘匿決定の申立書
- ② 秘匿事項届出書面
- ③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
- ④ 申立手数料 収入印紙500円
郵便切手（審判・調停と同時申立て）500円×2枚
（上記以外）500円×2枚、110円×4枚

●申立てが認められた場合、
・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消しの申立てなどをする場合があります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください（書式No.5）。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされことなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

1 主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます。

(記載例)

と じ し ろ (3 cm)	令和○年(家)第○○○○号	次回期日	○月○日
	申立人	○○○○	
	相手方	○○○○	
	主 張 書 面		
		令和○年○月○日	
		申立人	○ ○ ○ ○
	○○に関する主張は、・・・・・・・・・・		

- ・ A 4 サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記 1 と同様に、用紙の左側に 3 c m 程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。

※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまうです。

コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。

- ・ 個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

令和 ○ 年分 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー

住所

支払を受ける者は住所

(受給者番号)

(個人番号) [REDACTED]

(役職名) 正社員

(良い例) 黒塗りにより、文字が完全に隠れている。

支払金額 給与所得 000,000 円 000,000

(源泉) 控除対象配偶者

配偶者 (特別)

控除対象は (注) 2

個人番号又は法人番号 [REDACTED] (右詰で記載してください。)

住所 (雇用) 又は居住先 [REDACTED]

氏名又は名称 [REDACTED]

勤務先 (学校、通院している病院) などの情報がなくとも、十分確認してください。

(住所、駅名や施設名など)